

株式会社AIR-U定款

2022年7月1日変更

# 株式会社AIR-U定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社AIR-Uと称し、英文ではAIR-U LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及び利用権の販売促進に関する代理店業務並びに代理店業務のコンサルティング
2. 電気通信機器の取付工事及びメンテナンス並びに販売、リース、レンタル、割賦販売業務
3. 通信機器、コンピューター及び周辺機器の設計、製造、販売、リース、レンタル、割賦販売業務
4. 電気通信事業法に定める電気通信事業
5. オフィスオートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、レンタル、割賦販売、取付工事及びメンテナンス業
6. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
7. コンピューター及び周辺機器に関するソフトウェアの設計、開発、販売、レンタル、割賦販売及びメンテナンス業
8. 出版、広告及び宣伝業
9. 通信販売及び通信販売の取次ぎ業務並びにコンサルティング
10. インターネットを利用した物品の販売、リース、レンタル、割賦販売及び各種情報提供業務並びにコンサルティング
11. 工業所有権、著作権等の知的所有権の取得、保有、仲介、売買、使用許諾に関する業務
12. 有価証券の取得、保有及び運用
13. 経営、財務、投資に関するコンサルティング業務
14. クレジットカードの取扱業務
15. 労働者派遣事業及び人材紹介事業
16. 不動産の売買、賃貸借及び管理
17. 物品販売店の運営並びにコンサルティング
18. Webの企画、制作、運営、受託並びにコンサルティング
19. 人材育成のための教育事業並びにコンサルティング
20. イベント、セミナー、展示会等の開催
21. 各種旅行の主催並びにコンサルティング
22. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。  
2 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第18条 当社は、取締役5名以内を置く。

#### (選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(員数)

第28条 当社は、監査役2名以内を置く。

(選任方法)

第29条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条～第2条 (削除)

第3条 第15条(電子提供措置等)は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものから効力を生ずるものとし、効力発生日経過をもって本条を削除する。

第 4 条 第 1 5 条（電子提供措置等）は、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、適用しない。本条は、施行日から 6 か月を経過した日にこれを削除する。